

(平成21年4月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月まで

昭和 36 年に義父が私たち夫婦と義弟の三人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は義母が三人分を一緒に納付していた。保険料納付が遅れた時もあったが、その時の未納分はすべて後からまとめて納付した。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その義母が、申立人夫婦及びその義弟の三人分を一緒に納付していたとしているところ、この三人の国民年金手帳記号番号は連番であるとともに、この三人が所持する国民年金手帳（いずれも昭和 36 年 5 月 13 日発行）により、申立期間の前後の昭和 36 年度、37 年度及び 39 年度の保険料を同一日に納付していることが確認できることから、基本的に三人一緒に保険料を納付していたものと考えられるが、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から同年 12 月までの期間については、その義弟の保険料のみが納付済みとなっており、その記録に不自然さがみられる。

また、申立期間のうち、昭和 39 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、申立人の夫は、社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）により、49 年 1 月 5 日に特例納付していることが確認できるにもかかわらず、記録が漏れており、この度の照会申出によって平成 20 年 5 月 14 日に記録が訂正されているなど、当時の行政側の事務処理に不手際が認められる上、申立人の夫が自分の分だけを特例納付したとは考え難く、申立人の同期間についても納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間は 1 年と短期間であり、申立人は、申立期間以外の国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から同年 12 月まで

昭和 36 年に父が私たち夫婦と弟の三人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は母が三人分を一緒に納付していた。保険料納付が遅れた時もあったが、その時の未納分はすべて後からまとめて納付した。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その母親が、申立人夫婦及びその弟の三人分を一緒に納付していたとしているところ、この三人の国民年金手帳記号番号は連番であるとともに、この三人が所持する国民年金手帳（いずれも昭和 36 年 5 月 13 日発行）により、申立期間の前後の昭和 36 年度、37 年度及び 39 年度の保険料を同一日に納付していることが確認できることから、基本的に三人一緒に保険料を納付していたものと考えられるが、申立期間については、その弟の保険料のみが納付済みとなっており、その記録に不自然さがみられる。

また、申立期間直後の昭和 39 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）により、49 年 1 月 5 日に特例納付していることが確認できるにもかかわらず、記録が漏れており、この度の照会申出によって平成 20 年 5 月 14 日に記録が訂正されているなど、当時の行政側の事務処理に不手際が認められる。

さらに、申立期間は 9 か月と短期間であり、申立人は、申立期間以外の国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 12 月
② 平成元年 2 月から 5 年 10 月まで

申立期間①については、私が昭和 60 年 12 月に会社を退職した際、母が町内の役員から、私を国民年金に加入させるように言われ、加入手続きを行い、1 か月分だけ納付したはずであり、未納とされているのは納得できない。

申立期間②については、平成 3 年 2 月の確定申告の際に、税務署の職員から、「国民年金保険料を納付すれば、その分控除される。」と教えられたので、2 年さかのぼって納付するとともに、その後は毎年確定申告の前に 1 年分をまとめて納付していたにもかかわらず、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「私が昭和 60 年 12 月に会社を退職した際、母が町内の役員から、私を国民年金に加入させるよう言われ、加入手続きを行い、1 か月分だけ納付した。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人が 60 年 12 月ごろに A 市において国民年金の加入手続きを行ったことが確認できる上、その母親が、「娘が会社を退職した直後、町内の役員から、『娘も国民年金に加入するように。』と言われ、近所の手前、娘の国民年金の加入手続きを行い、1 か月分だけ納付した嫌な記憶がある。加入手続き後、娘の名前が書かれたオレンジ色の年金手帳を受け取ったが、娘はすぐに家を出て行った。」と証言していることは、具体的で信憑性がある。

2 申立期間②については、申立人は、「平成3年2月の確定申告の際に、税務署の職員から、『国民年金保険料を納付すれば、その分控除される。』と教えられたので、2年さかのぼって納付するとともに、その後は毎年確定申告の前に1年分をまとめて納付していた。5年ごろ、3か月ごとの納付になってしまったこともあった。」と主張しているが、i) 申立人は、7年12月に、2年さかのぼって5年11月からの保険料を過年度納付していること、ii) 平成7年度及び8年度の保険料を1年分まとめて前納していること、及びiii) 9年度の保険料を3か月ごとに納付していることが、それぞれ確認できることから、申立人は、平成7年12月の過年度納付を、3年2月当時のことと混同しているものと考えられる。

また、申立人は、まとまった金額を現金で納付したと主張していながら、「納付書も無ければ領収書も無かった。年金手帳を持参したが、押印されたわけでもなく、窓口の女性職員に、『こちらで処理されているから大丈夫です。』と言われただけである。」としており、その申立内容には不自然さがみられる。

さらに、申立人は、「平成3年2月に、2年さかのぼって元年2月分から納付した際、同年の分は控除してもらえなかったが、2年の分は控除してもらえた。」と主張しているが、3年2月の確定申告時における国民年金保険料の控除は、2年中に納付した分が対象であり、3年2月に納付した分を2年の分の確定申告において控除されたとは考え難く、申立内容には不自然さがみられる。

加えて、申立人が申立期間②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和43年3月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月25日から44年2月1日まで

昭和43年3月にA社に入社したと同時に、厚生年金保険に加入した記憶があるが、社会保険事務所の記録では44年2月1日から加入となっている。43年4月分から44年2月分までの給与支払明細書で厚生年金保険料が控除されていることは明らかなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支払明細書により、申立人がA社（現在は、B社）に昭和43年3月25日に入社し継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書における厚生年金保険料の控除額から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料を納付していたか不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届けが提出された場合、その後申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定のいずれの機会においても、社会保険事務所に当該届出を記録しないことは考え難いことから、事業主は昭和44年2月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る43年3月から44年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年5月1日から同年11月1日まで
② 昭和29年2月25日から37年2月1日まで

55歳ごろに将来の年金受給額を知りたくてA社会保険事務所へ相談に行ったとき、初めて脱退手当金が支給されていることを知った。B社では経理や社会保険などの事務担当者であり、年金は老後資金に必要なものであることを十分理解していた。

脱退手当金が支給されたとの取扱いになっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日前後に資格喪失し脱退手当金の受給要件を満たしている女性18名のうち、12名は支給記録が無い上、申立人の姉は、「妹は当該事業所の在職中に流産（申立人が所持している過去帳により、昭和36年12月19日に流産したことを確認済み）のため入院し、退院した後も自宅療養したまま当該事業所に復帰することなく退職した。」と証言していることを踏まえると、当該事業所の事業主が申立人の委任を受けて代理請求をしたとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金が支給決定された直後の昭和37年9月から国民年金に加入し、その後、納付すべきほとんどの期間の保険料を納付していることから、申立人が脱退手当金を請求する動機が判然としない。

さらに、申立人は、当該事業所在職中である昭和36年7月25日に婚姻し、改姓しているが、厚生年金手帳記号番号払出簿の氏名変更処理日は60年2月18日であり、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では氏名変更処理が行

われておらず、37年6月12日に支給決定されている申立期間に係る脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から7年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から7年2月まで
昭和63年5月に、56歳で老齢厚生年金の受給を開始したが、その際、65歳までは国民年金に任意加入できることを知り、任意加入手続を行うとともに、国民年金保険料を納付してきた。平成7年2月、長女が大学を卒業して実家に戻るのを機に、学生時代の免除分を追納するために、私の任意加入をやめたことは覚えているが、それ以前の3年3月に、59歳という中途半端な年齢で任意加入をやめた覚えは無く、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立ての根拠の一つとして、平成9年6月13日付けの社会保険業務センターからの通知に自分で書いたとする「任意で2年11カ月払ってある(国民)」とのメモ書きを挙げており、これをもって、「60歳以降、7年2月までの2年11か月分を任意で納付した。」と主張しているが、申立人は、56歳の老齢厚生年金受給開始時から3年3月までの2年11か月分を任意で納付しており、このことと混同しているものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、役場で納付したと主張するのみで、納付方法、納付金額等についての記憶が曖昧である上、社会保険庁のオンライン記録を見ると、平成3年4月1日に国民年金の被保険者資格を喪失したこととなっているが、その理由は、本人の申出であることを示す「喪失申出」であることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(日記、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 9 月から 32 年 7 月まで
② 昭和 32 年 10 月から 33 年 6 月まで

申立期間①については、A店で織機の修理工として住み込みで勤務し、入店後すぐに厚生年金保険に加入した。同店は社会保険事務をB共同組合に委託し、厚生年金保険料についても同組合を通じて納めていた。申立期間②については、C社で織機の修理工として住み込みで勤務し、すぐに厚生年金保険に加入した。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A店で織機の修理工として住み込みで勤務したと主張しているが、複数の元同僚の証言により、当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定するまでの有力な証言を得ることはできない。

また、複数の元同僚からは、「当時、当該事業所には、約 15 名の従業員がいて、番頭及び修理工は固定給、織士は歩合給の給与形態であった。」「入店してから 6 か月間の見習期間があり、見習者及び長続きしそうにない者は厚生年金保険に加入させなかったと思う。」と証言しており、社会保険庁の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、当時の従業員 15 名のうち、男女の別及び給与形態の別にかかわらず 9 名の氏名が確認でき、申立人を含む 6 名の氏名は確認できない。

さらに、当時社会保険事務を代行し厚生年金保険料を収集したとされるB協同組合は、「当時のことは不明である。」と説明しており、また当該事業所

は既に全喪しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は無い上、このほか、申立人が事業主より給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、C社で織機の修理工として住み込みで勤務したと主張しているが、現存するC社（現在は、D社）は、申立人の言う住所に事業所又は工場を設置していた事実が無いと説明している上、社会保険庁の当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者名簿では、申立人の氏名（申立人が使用したとする複数の氏名を含む。）は確認できない。

また、社会保険庁の記録によると、当該事業所以外にC社（類似名称含む。）と称する適用事業所は確認できない上、申立人が言う事業所の存在について、商工会議所及び織物業界等の関係機関からの有力な証言は得られず、また土地登記簿及び建物登記簿からも所在は確認できない。

さらに、当時の関係書類（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）が無い上、このほか、申立人が事業主より給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで
昭和 41 年 2 月 16 日から A 事務所で勤務し、45 年 4 月 1 日にいったん B 会社の所属（名目上）となったが、45 年 7 月 1 日に再び A 事務所の所属に戻り、46 年 3 月 31 日まで嘱託職員として勤務した。
申立期間が厚生年金保険の被保険者になっていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の退職時の記憶及び元同僚等の証言により、申立人が申立期間において、A 事務所で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「A 事務所及び B 会社の所属にかかわらず同事務所内において一貫して同様の業務を行い、昭和 46 年 3 月 31 日まで嘱託職員として勤めた。」と主張しているものの、A 事務所は、「当時の書類及び資料が無いので、申立人の在籍期間、また非常勤職員に対する社会保険の取扱いについては不明である。」と説明している上、元同僚からは、「申立人は、申立期間は勤務していた。」と証言する以外に有力な証言が得られないことから、申立人が申立期間において、どのような身分の雇用形態で勤務していたかは不明である。

また、社会保険事務所の保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間において、健康保険の整理番号は連番で欠番が無く、申立人の氏名は無い。

さらに、当該事業所では、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は既に廃棄されている上、このほか、申立期間について申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除させていたことをうかがわせる関係資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 6 日から 41 年 3 月 1 日まで

ねんきん特別便で自分の加入履歴を確認したところ、A社に係る被保険者期間が抜けていた。急いで社会保険事務所に問い合わせをしたが、この期間については脱退手当金が支給されているとの回答であった。

平成9年に受給資格について社会保険事務所に相談に行った時には、担当者から、B社の被保険者期間について脱退手当金を受給している旨説明を受けたが、A社に係る被保険者期間について脱退手当金を受給しているという説明は無かった。

B社の被保険者期間に係る脱退手当金については、自分で請求手続きをしたが A社の被保険者期間に係る脱退手当金については請求も受給もしていない。

また、A社の被保険者期間に係る脱退手当金の支給日である昭和41年6月ごろは、同年1月に第一子を出産し子育てに忙しく、さらに、第二子を妊娠している状態であったので、自分で脱退手当金の請求手続きをできるはずが無い。

A社に係る被保険者期間について脱退手当金が支給されたとの取扱いになっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和41年6月6日に支給決定が行われており、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

なお、申立人は、「平成9年の社会保険事務所からの説明では、B社の被保険者期間について脱退手当金を受給している旨説明を受けたが、A社に係る被保険者期間について脱退手当金を受給しているという説明は無かった。」と主張しているが、A社に係る申立人の被保険者記録については、厚生年金保険台帳記号番号がB社のものと異なっており、生年月日が昭和14年11月27日正しくは同年12月20日。実母から聞かされていて、申立人がA社入社時に申請した生年月日)となっている上、基礎年金番号に統合されたのは平成10年12月28日であることから、9年時点で社会保険事務所がA社について説明をしなかったとしても特段の不自然さは無い。

このほか、申立人から聴取しても脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。